

## ヤフー株式会社との契約内容の公表

株式会社イオン銀行（以下「当行」という）は、銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項に基づき、電子決済等代行業者であるヤフー株式会社（以下「事業者」という）との電子決済等代行業に係る契約内容の一部を公表いたします。

### 1. 電子決済等代行業の業務に関し、お客さまに損害が生じた場合における当該損害についての当行と当該事業者との賠償責任の分担に関する事項

- (1) 事業者は、当行が事業者を提供する収納事務サービス（以下「本サービス」という）を用いて事業者が利用者に対し提供するサービス（以下「事業者サービス」という）に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、事業者サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。
- (2) 事業者は、前項に基づき事業者サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専ら当行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、事業者が利用者に賠償又は補償した損害を当行に求償することができる。また、事業者は、前項に基づき事業者サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が当行及び事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上当行と合意した額を求償することができる。
- (3) 事業者が第 1 項に基づき事業者サービスに関して利用者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、当行又は事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当行及び事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- (4) 当行は、当行が利用者に提供する当行のサービス若しくは本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して事業者サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償した場合、以下のとおり事業者に求償できる。但し、これらの場合、当行は当該賠償又は補償する前に、事業者にその旨を通知し、当該賠償又は補償の対応について当行及び事業者間で協議を行うものとする。
  - ① 当該損害が専ら事業者の責めに帰すべき事由によるものであることを当行が疎明したときは、当行が利用者に賠償又は補償した損害を事業者に求償することができる。
  - ② 当該損害が当行及び事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを当行が疎明したときは、事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上事業者と合意した額を求償することができる。
  - ③ 当該損害が当行又は事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生

じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、当行及び事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。

- (5) 当行が利用者に対して賠償又は補償する前に、事業者が第 1 項に基づき当該利用者に対して賠償又は補償していた場合は、当行は事業者に求償できないものとする。但し、当行が前項柱書但し書に定める当行及び事業者間での協議後に利用者に対して賠償又は補償した場合は、この限りでない。

## 2. 事業者が電子決済等代行業の業務に関して取得したお客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当該事業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

- (1) 事業者は、事業者サービスにおいて虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、利用者の保護のために必要な表示、説明等を行うものとする。当行は、事業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、事業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、事業者の本サービスの利用を停止することができる。但し、当行は、事業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い若しくは安全管理又は法令等遵守の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、事業者の本サービスの利用を停止することができる。
- (2) 事業者は、当行に提出したセキュリティチェックリストにしたがい、かつ当行が定める基準にしたがったセキュリティを維持する。事業者は、セキュリティチェックリストに重要な変更が生じるときは、変更の 5 営業日前までに当行に変更後のセキュリティチェックリストを提出する。但し、事業者が緊急にセキュリティ対策を行う必要があるなどやむを得ない場合には、変更後のセキュリティチェックリストを速やかに当行に提出する。当行は、事業者のセキュリティが当行の定める基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは事業者の本サービスの利用を停止することができる。

## 3. 事業者が電子決済等代行業再委託者（以下「再委託者」という）の委託を受けて銀行法第 2 条 17 項各号に掲げる行為を行う場合において、当該再委託者の業務に関して当該再委託者が取得したお客さまに関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために当該事業者が行う措置ならびに当該事業者が当該措置を行わないときに当行が行うことができる措置に関する事項

- (1) 事業者は、当行の事前の承諾を得た場合（事業者と当行との間で第三者との共同実施を行う旨を別途定める場合を含む。次項において同じ。）を除き、本サービスの利用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させてはならない。
- (2) 事業者は、前項に基づく当行の承諾により、本サービスの利用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても当行・事業者間の契約（以下「本件契約」という）の定め（情報の適正な取扱い及び安全管理のための措置並びに法令等に基づき必要な事項に限る。以下本項において同じ。）による責任を負担し、当該第三者をして本件契約の定めを遵守させるものとする。

- (3) 当行は、事業者が利用者情報の適正な取扱い又は安全管理の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、事業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、事業者の本サービスの利用を停止することができる。但し、当行は、利用者情報の適正な取扱い又は安全管理の観点から高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ずに、事業者の本サービスの利用を停止することができる。

以上